

グループホーム くにくさの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あと会が開設するグループホームくにくさの家(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業(以下「事業」という。)は、共同生活住居において要支援者もしくは、要介護者で認知症の状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、残存能力の活用と自尊心の回復を図り、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別介護計画を作成することにより、利用者が必要とするサービスを提供する。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の所在地等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームくにくさの家
- (2) 所在地 広島市安芸区阿戸町2941番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤、介護職員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名(常勤、介護職員と兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員 8名(常勤6名、うち1名管理者兼務、うち1名計画作成担当者兼務、非常勤2名)
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 本事業の利用定員は、9人とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

(短期利用共同生活介護)

第8条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在になる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | |
|--|-----------|----------|
| (1) 部屋代 | 47,000円／月 | 1,566円／日 |
| (2) 食材料費(おやつ代含む) | 39,000円／月 | 1,300円／日 |
| (3) 共益費(水道光熱費等含む) | 14,000円／月 | 466円／日 |
| (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費とする。 | | |

- 2 月の中途における入居または退居については、日割り計算とする。
- 3 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 本事業の利用者は、要支援者または、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居させるものとする。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行うよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、指定認知症対応型共同生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

2 火災等が発生した場合、また水害等の災害が発生するおそれのある場合は、利用者を特別養護老人ホームくにくさ苑に避難させるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合に関する事項)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者の行動を制限する行為は行わない。

2 入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きは次のとおりとする。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施や、身体的拘束廃止委員会を開催し、身体拘束等の必要性を検討する。
- (2) 身体拘束廃止委員会にて慎重に検討し、①切迫性、②非代替性、③一時性の三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、管理者の指示に基づき身体拘束等を行う。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者等又はその家族へ説明し同意を得る。
- (4) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録し利用者等又はその家族へ説明する。
- (5) 身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的に検討する。
- (6) 身体的拘束解消後に妥当性の検証作業を身体拘束廃止委員会にて実施し、記録する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

(3)その他の研修

2 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人あと会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日に一部改正する。

この規程は、平成17年10月1日に一部改正する。

この規程は、平成19年9月1日に一部改正する。

この規程は、平成23年2月1日に一部改正する。

この規程は、平成25年10月1日に一部改正する。

この規程は、平成26年3月1日に一部改正する。

この規程は、平成29年8月1日に一部改正する。

この規程は、令和1年9月1日に一部改正する。

この規程は、令和3年8月1日に一部改正する。

この規程は、令和6年6月1日に一部改正する。